

厚生常任委員会会議録

平成27年5月27日

場 所 第1委員会室

平成27年 5 月 27 日 (水曜日)

午前10時 1 分開会

会議に付託された議案等

○福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査

出席委員 (8 人)

委員	長	後藤哲朗
副委員	長	岩切達哉
委員		中野一則
委員		宮原義久
委員		外山衛
委員		山下博三
委員		井上紀代子
委員		前屋敷恵美

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

病院局

病院局長	渡邊亮一
県立宮崎病院長兼 病院局医監	菊池郁夫
病院局次長兼 経営管理課長	緒方俊
県立宮崎病院事務局長	長倉芳照
県立日南病院長	鬼塚敏男
県立日南病院事務局長	稲吉孝和
県立延岡病院長	柳邊安秀
県立延岡病院事務局長	古川壽彦
病院局県立病院 整備対策監	松元義春

福祉保健部

福祉保健部長	桑山秀彦
福祉保健部次長 (福祉担当)	高原みゆき
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	日高良雄
こども政策局長	椎重明
部参事兼福祉保健課長	渡邊浩司
部参事兼医療薬務課長	孫田英美
薬務対策室長	甲斐俊亮
看護大学 法人化準備室長	河野譲二
国保・援護課長	日高裕次
長寿介護課長	松田広一
医療・介護 連携推進室長	横山浩文
障がい福祉課長	川原光男
衛生管理課長	竹内彦俊
健康増進課長	木内哲平
感染症対策室長	片平久美
こども政策課長	川畑充代
こども家庭課長	徳永雅彦

事務局職員出席者

政策調査課主査	大峯康則
議事課主任主事	原田一徳

○後藤委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在、お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

続きまして、委員会の運営方法についてありますが、執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども、8名が厚生常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました延岡市選出の後藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、一言御挨拶を申し上げます。

平成27年度、今回が初の委員会でございます。これから1年間、県立病院といたしましても、期待されている役割や機能を十分に発揮できまそう、委員会としても努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、御案内のとおり、改選後ということもありまして、県民の皆さん方からも委員会の充実というのもございます。そういう意味でも、各委員の皆様方もいろいろ心に秘めたことがあるかと思っておりますので、県政発展のために委員

会としても一生懸命頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の岩切副委員長であります。

次に、向かって左側ですが、えびの市選出の中野委員であります。

次に、日南市選出の外山委員であります。

都城市選出の山下委員であります。

続きまして、向かって右側でございます。小林市・西諸県郡選出の宮原委員であります。

宮崎市選出の井上委員であります。

宮崎市選出の前屋敷委員であります。

続きまして、書記の紹介をいたします。

正書記の原田主任主事であります。

副書記の大峯主査であります。

続きまして、病院局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○渡邊病院局長 おはようございます。病院局長の渡邊でございます。委員の皆様におかれましては、厚生常任委員会委員に御就任いただきまして、まことにありがとうございます。

病院事業を取り巻く環境は、大変厳しい状況が続いておりますが、委員の皆様のお指導、御支援をいただきながら、県立病院の円滑な運営に努めてまいりますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、お手元の資料の1ページ、常任委員会の資料がございますけれども、病院局の幹部職員を御紹介させていただきます。

まず、一番上の枠組みの中の2番目でございますけれども、県立病院における医療提供体制の充実や、医師確保体制・対策の強化等を図るため設置しております病院局医監の菊池郁夫で

ございます。

次に、次長の緒方俊でございます。

次に、資料の下の段を見ていただきたいと思いますが、各県立病院の幹部職員でございます。

県立宮崎病院長は、菊池病院局医監が兼務いたします。

県立日南病院長の鬼塚敏男でございます。

県立延岡病院長の柳邊安秀でございます。

次に、右の欄でございますが、県立宮崎病院事務局長の長倉芳照でございます。

それから、県立日南病院事務局長の稲吉孝和でございます。

次に、県立延岡病院事務局長の古川壽彦でございます。

恐れ入りますが、今度は中の枠囲みを見ていただきたいと思います。経営管理課に戻っていただきます。

経営管理課長は、緒方次長が兼務いたします。

県立病院整備対策監の松元義春でございます。

次に、右側の欄でございますが、経営管理課総括課長補佐の永田耕嗣でございます。

それから、経営・財務担当課長補佐の日高一興でございます。

最後に、議会担当の経営管理課人事・管理担当主幹の佐藤雅宏でございます。

以上であります。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

病院局の組織及び経営管理課の業務概要について御説明申し上げます。

病院局は、本庁に経営管理課を置きまして、県立宮崎病院、県立日南病院及び県立延岡病院の1課3県立病院で構成されております。経営管理課は、3県立病院の総合的な企画、予算・

決算、運営等の全般につきまして所管することとしております。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

各県立病院の概要・概況についてでございます。

各県立病院の病床数、診療科目などをまとめておりますが、説明は省略させていただきます。詳しくは、別添資料1、お手元に配付していると思いますが、宮崎県立病院の概要に記載しております。今回、新たにこの資料を策定しましたので、これを後ほどごらんいただきたいと思います。県立病院の概要、患者数等、つぶさに資料として出しておりますので、参照していただきたいと思います。

それから、4ページ以降の平成27年度宮崎県立病院事業会計予算の概要及び平成27年度重点取り組み事項につきましては、次長から説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

私からは以上でございます。

○緒方病院局次長 それでは、御説明をいたします。

委員会資料の4ページをお開きください。

平成27年度の宮崎県立病院事業会計予算の概要についてであります。

まず、1の当初予算の編成に当たっての基本方針でございますけれども、全県あるいは地域の中核病院としての県立病院の役割と機能を発揮するため、安定的な病院経営を維持するとともに、平成27年度が実施初年度となります宮崎県病院事業経営計画2015の円滑な推進を図ることとしております。

具体的には、医師や看護師等の確保による新たな施設基準の取得に努めまして、収入の増加

を目指しますほか、後発薬品の採用率向上や必要度・優先度を踏まえた医療機器の購入などによる支出の削減、さらには政策医療等に積極的に取り組むとともに、効率的な経営による一般会計繰入金の削減に努めることとしております。

次に、2の年間患者数目標でございますが、直近の患者動向を踏まえまして、平成27年度の患者数の目標を立てております。

入院患者につきましては、救急医療体制の充実等を進めることによりまして、昨年度の実績見込みから、約1万5,000人程度の増の35万8,680人、延べ外来患者数は、同じく約6,000人増の35万5,995人としております。

次に、3の新規・重点事業であります。これにつきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

4の収益的収支の状況でございますが、これは、事業活動で日常的に発生する収益と費用をあらわすものでございます。

まず、病院事業収益でございます。一番上でございますが、308億7,812万2,000円、病院事業費用、中ほどでございますけれども、305億861万円で、収支差、これは一番下でございますが、3億6,951万2,000円の黒字予算となっております。

昨年度からの増減について、概要を6ページに記載しておりますので、そちらをごらんください。

まず、1の収益でございますが、前年度と比べまして12億3,352万円余、率にしまして4.2%の増を見込んでおります。

増減の主なものですが、入院収益は、医師、看護師等の確保による新たな施設基準の取得や延べ入院患者の増等により、前年度と比べ5

億5,000万円余の増。外来収益は、外来化学療法等のさらなる充実による延べ外来患者の増等によりまして、3億2,000万円余の増を見込んでおります。

また、一般会計繰入金でございますが、医業収益と医業外収益の繰入金の合計となるんですけれども、収益向上と費用削減により、さらなる経営改善を進めることによりまして、前年度と比べ1億6,000万円余の減の30億3,000万円余としております。

なお、資本的収支と合わせますと48億3,000万円余となります。

また、特別利益として、6億2,000万円余計上しております。これは、新会計基準の適用に伴いまして、過去の減価償却に見合う繰入金について、収益に計上するものでございます。

次に、(2)の費用は、前年度と比べて5億5,046万7,000円、率にして1.8%の増を見込んでおります。

主なものは、給与費が職員数の増や共済負担金の制度改正に伴う増加などで、9億9,000万円余の増としております。

材料費は、後発薬品の活用などによりまして、費用削減に努める一方で、入院患者や高額な薬品を使用する外来患者の増等によりまして、9,000万円余の増加を見込んでおります。

また、経費も、医療機器等の無料保守期間終了等に伴います委託費の増などで、3億2,000万円余の増としております。

その結果、表の一番下になりますけれども、(3)の収支は3億6,900万円余の黒字予算としているところでございます。

7ページをお開きください。

5の資本的収支の状況であります。これは、建物の改良工事など、支出の効果が長期にわたっ

て及ぶものの収支を示したものでございますが、まず、資本的収支、一番上でございますが、36億2,926万5,000円、資本的支出、2つ下ですけれども、54億5,001万5,000円となり、一番下ですが、収支差が18億2,000万円余のマイナスとなっております。このマイナス分につきましては、損益勘定留保資金等で補填をするということにしております。

昨年度からの増減でございますけれども、8ページをごらんください。

まず、(1)の収入でございますが、前年度と比べまして621万8,000円、率にして0.2%の増を見込んでおります。主なものは、企業債が医療機器購入等の財源になりますけれども、地域医療再生基金等からの繰入金がなくなりましたことから、前年度と比べ5億7,000万円余増の18億2,000万円余を見込んだところでございます。

一方で、一般会計繰入金は、地域医療再生基金等の繰入金がなくなったことから、前年度と比べ5億6,000万円余減の18億円余を見込んだところでございます。

次に、(2)の支出でございますが、前年度と比べ1億7,101万1,000円、率にしまして3.2%の増を見込んでおります。主なものは、建設改良費が18億6,000万円余で、昨年度より2億8,000万円余減少しておりますが、これは、その他の改良工事費の減が主なものでございまして、その下の医療機器等の資産購入費につきましては、ほぼ前年並みの11億3,000万円余となっているところでございます。

企業債償還金は30億4,500万円余で、平成25年度に借り入れた高額医療機器や新電子カルテシステムに係る企業債元金の償還が始まりますことから、前年度と比べ4億5,000万円余の増加を見込んだところでございます。

3の収支は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

9ページをごらんください。

6の病院別収益的収支の状況であります。各病院の収益、費用は表のとおりでございますが、一番下の収支の差のところをごらんいただきますと、今年度予算は、宮崎病院が9,300万円の黒字、延岡病院が3億8,400万円の黒字、日南が1億700万円の赤字予算となっております。

10ページをごらんください。

7の新規・重点事業の概要であります。

まず、「高度医療専門人材育成事業」でございますが、これは、医師や看護師を初めとします医療スタッフにつきましては、高度な専門資格の取得を支援するなど、人材の育成に取り組むことにより、高度かつ専門的な医療提供体制の一層の向上を図るものであります。事業費といたしましては4,195万円余で、3の事業内容でございますが、新たに②の「医師国際学会派遣事業」や、事務力強化のための⑤「医療事務スタッフ育成事業」を実施することとしております。

3の事業効果でございますが、スタッフの専門性を高めることで、提供する医療の質、患者サービスの一層の向上等が図られるものと考えております。

11ページをお開きください。

「第一種感染症専用病床整備事業」でございますが、これは、社会的要請によりまして、政策的に対応する必要がある医療として、第一種感染症指定に係る専用病床を県立宮崎病院に整備するものであります。事業費は2,525万円で、全額一般会計からの負担金で、陰圧個室等の整備を行いまして、万が一、感染症患者が発生した場合に、万全な感染対策のもとで医療提供を可能とするものでございます。

平成27年度の当初予算に関する説明は、以上でございます。

続きまして、12ページをごらんください。

平成27年度の重点取り組み事項でございます。

1の宮崎県病院事業経営計画2015の推進についてであります。平成27年3月に計画を策定いたしまして、県民に高度で良質な医療を安定的に提供するため、基本方針と経営目標を定めたとところでございます。

基本方針といたしましては、(1)にありますとおり、質の高い医療の提供とそれを支えるスタッフの確保・充実、県民が安心できる医療提供体制の構築、地域連携の強化、地域医療の充実等への貢献等を基本方針としております。

2の経営目標につきましては、病院事業全体で収支均衡を確保したいと思っております。また、経営状況も勘案した計画的な投資を行っていきたいと考えているところでございます。

詳しくは、別冊資料2で経営計画をお示ししておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

今後、各病院におきましては、アクションプランを策定しまして、今年度の具体的な取り組みを推進してまいりたいと思っております。

次に、2の県立宮崎病院の再整備についてであります。

県立宮崎病院につきましては、救急防災機能の向上や施設の老朽化、狭隘化に対応するため、本年3月に全面改築を行うこととした県立宮崎病院再整備基本構想を策定いたしました。

再整備の基本的方向につきましては、(1)にありますように、高度・急性期・政策的医療を全県レベルの中核病院として担うための機能拡充、ほか4項目でございます。

(2)整備スケジュールでございますが、本

年度から来年度にかけて基本設計を、来年度から再来年度の平成29年度にかけて実施設計を行い、3年後の平成30年度から建築工事に着手しまして、6年後の平成33年度中の開院を想定しているところであります。

こちらにも、詳しくは別冊資料で、宮崎県の再整備基本構想、これをお示ししておりますので、ごらんをいただければと思います。

私からの説明は、以上でございます。

○後藤委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりましたが、質疑はございませんか。

○中野委員 前年度、説明があったと思いますが、確認のため、二、三質問したいと思います。

6ページですが、いわゆる本年度の目標が3億6,951万円ということで、前年度からすると6億8,000万も改善する予算を立ててらっしゃいますが、前年度の決算見込みがわかっているならば、教えてください。

○緒方病院局次長 現在、前年度の決算見込みを集計中でございます。今のところ、まだ正確には出てませんが、前年度の当初予算は、5ページを見ていただきますとわかりますとおり、収支差が3億1,300万の赤字予算を組んでます。これは、富養園の解体費用が特別損失として9億300万ぐらいあります。これで赤字予算になってますけれども、それをある程度縮減できるのではないかと考えてます。収支差を全面的に黒字化するまでには行かない予定でございますけれども、大分圧縮できるのではないかと考えてます。経常収支の部分、特別損失とか特別利益を除いた分については、何とか黒字化できないかなということで、今、最終集計を行っているところでございます。

○中野委員 黒字化がもう少しということで、

赤字で決算をされる見込みということでしたが、この7億近い分を改善云々と言われましたけれども、本当に改善できるんですか。

○緒方病院局次長 入院収益とか外来収益につきましては、一応、26年度の実績見込み等を精査をいたしまして、今後、どの程度上乗せができるのかということで、例えば、宮崎病院につきましては、入院患者を1日15人ふやしましょうとか、延岡病院は今、大分もう病床稼働率も高いもんですから、3人増加しましょう。日南病院がちょっと厳しいもんですから、日南病院は21人ぐらいふやしましょうという努力目標を掲げております。

そういうようなことで、目標を掲げまして、この程度の収益増を目標としてやっていこうというような形で、今、予算をつくったところでございます。

○中野委員 ぜひ、この3億6,951万の黒字化を達成していただくようお願いしておきます。

続きまして、資本的収支の状況についてですが、こっちのほうは18億2,000万も収支不足ということで予算化されておりますが、その収支不足は損益勘定留保資金等で補填するということですが、その損益勘定留保資金の残高というのは幾らなんですか。

○緒方病院局次長 26年度末の見込みでございます。まだ決算が終わってませんので、確定はしておりませんが、約45億ぐらいの残になるのではないかと見込んでおります。

○中野委員 そうしますと、収支が18億も不足するということがしばらく続くと3年後か4年後には、留保資金もなくなるということになるんですけれども、留保資金というのは、どこかで積み増していくという、何か計画があるわけ

ですか。

○緒方病院局次長 損益勘定留保資金は、減価償却をすることによりまして、それは、現金支出が出てきませんので、そこでたまっていくということでございます。

5ページでございますけれども、本年度も3条予算で、減価償却費25億6,400万円の減価償却をやる。これが、現金として損益勘定留保資金では積み上がっていきます。そういうことで、積み上がってまた支出するというような形でございます。40億ぐらいは、やはり確保はしていきたいなとは思っておりますけれども、それは、変動はいたします。

○中野委員 今の減価償却とか、あるいは退職給与の積み立てとか、いろいろ企業会計で計上しなければならない数字が多くあると思うんです。しかし、ここには、実際表示してありませんが、累積の赤字というのが莫大にありますよね。そういうところからすると、やはりこの資本的収支といえども、きちんと収支残がマイナスにならないようなことはできないものかこう思ったんです。何か少なくなったから、必要なくなったから、一般会計からの繰入額が約6億近くも減額されておりますよね。一般会計からの繰り入れもきちんとしてもらって、累積する赤字を少しでも減額していくという病院会計であるべきだと思うんです。当局とのその辺の詰めをきちんとしていただきたいと思います。

特に本年度、黒字が4億近くも見込まれば、一段と厳しいことが病院に求められると思いますので、過去8年間でしたが、塗炭の苦しみとは言いませんけれども、大変難儀、苦勞をされて、改善された経過があるわけですし、また、新しい病院も建てかえなければならない方向もあるわけですから、その辺も見込めば、この辺

の累積赤字を解消するという形で、ぜひそのあたりの取り組みを、知事部局にも理解してもらって、ぜひ厳しく注文していただくように、それがために病院局もできた。病院局長、次長は、そしてまた、そういう立場でもあられるわけですから、よろしく願いしておきたいと思えます。決意だけを、どちらでも結構です。

○緒方病院局次長 委員がおっしゃるとおりだと考えております。病院事業会計は、やはり健全経営を確保しながら県民の医療サービスを向上していくという使命がございますので、不採算部門と一般会計からの繰り入れをいただいております。できるだけ削減をしながらという気持ちはありますけれども、やはり必要なものはいただくという形で財政当局とも交渉しながら、今、委員が言われた累積赤が少しでも減るように努力していきたいと思えます。

○中野委員 ちなみに、累積赤字は250億でしたかね。参考のために、新人の議員もいらっしゃいますので。

○緒方病院局次長 26年度から新会計基準制度になったことによりまして、説明すると非常に難しくなるんですけれども、現在の累積赤は66億程度であったと思えます。

25年度までは累積欠損金、累積赤ということで275億、今、委員が言われたような数字が計上されておりました。それで、26年度から新会計基準制度が適用された関係で、66億の累積欠損金が計上をされております。

○中野委員 もうちょっと努力すればきれいになるんですね。新病院も建設すれば、数年の赤字という流れになってますから、ぜひお願いしときたいと思えます。要望だけです。

もう一点お尋ねします。10ページになります、高度医療専門人材等育成事業、これを見ま

すと、高度な専門資格の取得を促進するためとなっておりますが、どういう資格かわかりませんが、現在、この目標とする高度専門資格というのは、どのくらいのドクターあるいは看護師、薬剤師が持っているのか。そして、本年度は前年度からすると、かなりの数字が上がっているわけですが、目標とする資格取得者というのは何名なのかをお尋ねしたいと思います。

○緒方病院局次長 例えば、看護師さんとか、薬剤師さんとか、いろいろな職種がありますので、一遍では申し上げられませんが、例えば、認定看護師という資格がございます。この資格は、いろいろと21分野に細かく、緩和ケアとか、皮膚の褥瘡の認定看護師とかいろいろあります。21分野ありますけれども、県病院として必要なのは17分野だろうということで考えてます。現在、31名の認定看護師さんを養成しております、最終的には、80名ぐらいの認定看護師を養成していきたいということで、5年間ぐらいでは足りないんですけれども、毎年4名から5名程度を採用しながら、目標に向けて努力していきたいと考えているところでございます。

○中野委員 ここに、事業で①から⑤まで書いてありますが、それぞれに資格があるわけですか。

○緒方病院局次長 専門資格があるというのが、③でございます。①はドクターです。専門認定医というのはドクターは持っていると思いますので、ドクターはそれぞれもっと先進地に短期間派遣して、医療技術を身につけさせようということでございます。

③が看護師さんです。認定看護師等の専門分野、今言いましたとおり21分野ありまして、県

病院としては17分野で認定看護師さんを80名程度取らしていきたいと考えているところでございます。

4番のコメディカルスタッフ、これは、いわゆる薬剤師さん、臨床検査技師さんとか、そういうような6職種の方が関係してはいますが、17資格ございます。どの程度までその資格を持っていくかというのは、現在、そういうコメディカルの方の取得者が56名いらっしゃいます。56名の資格取得者を、将来的には140名程度ぐらいまでにはふやしていきたいという計画をつくっているところでございます。

○中野委員 「それぞれの専門分野での高度な専門資格の取得を促進する」とありましたが、この高度な専門資格というのは、ドクターはなくて、看護師と薬剤師だけにある資格という意味ですか。

○緒方病院局次長 看護師さんは、先ほど申しました認定看護師という資格がございます。薬剤師さんにつきましては、がんの薬物療法認定薬剤師とか、資格的に3つぐらいございます。あと、臨床検査技師さんは、細胞検査士とか、認定輸血検査技師とか、6種類ぐらいの専門資格がございます。放射線技師さんも5つぐらいとか、栄養士さんも1つとか。そういう6職種で、先ほど言いました17の資格がそれぞれあるというようなことでございます。

○中野委員 つまり、看護師と薬剤師だけが資格を取得する事業だということですね。ドクターは、研修だけの事業ということですね。

○緒方病院局次長 事業目的の一番最初に「医師や看護師、薬剤師等」と書いてあります。ここでちょっと混乱を招いていると思います。医師は、専門資格云々というのは考えておりませんが、看護師、薬剤師、この等の中に、ほ

かの臨床検査技師さんとか、放射線技師さんとか、そういう資格の方が入っておるということで御理解いただければと思います。

○中野委員 せっかく予算を立てて、かなり予算も前年からすると増額されてるわけですから、数年計画でその目標を達成したいということでしょうから、その目標に向かって、看護師、薬剤師、医師の方もですが、日夜大変だと思いますが、必ずそういう資格者がふえるように。できたら、そういう資格を取得している人を、新規に採用するときには、採用条件にすればいいんじゃないかなという気もいたしますので、それも含めて目標が達成されるようお願いしておきます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 資格取得のための研修とかいろいろあるんでしょうけれども、その費用は全てここから出て、それぞれの職員の皆さんの負担というのはないということでしょうか。

○緒方病院局次長 そうでございます。県のほうで、そういう形で、資格取得の支援を行っておるということでございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 3ページの表を見て、職員数のことなんですけれども、医師、看護師、それに係る事務その他とありますが、特に医師とか、看護師さんたちの充足というのは、どういうふうに見たらいいでしょうか。

○緒方病院局次長 医師は、大体193名の定員と思ってるんですけれども、これも、今は医療のいろんな流れが変わっておりますので、随時見直しをしていく必要があると思いますが、193名に対して193名のドクターが確保できてます。

ただ、延岡病院とか日南病院ではやっぱり医師不足というような形で、宮崎病院は多いんで

すけれども、そういうような偏りが出ておると
いうようなことでございます。

看護師さんにつきましても、定数以上の看護師
さん確保できてます。これは、看護師さん
の場合、女性の方が多いものですから、育休、
産休が大体90名以上いらっしゃいます。その90
名以上の方々を、やはり日南とか延岡では臨時
職員ではなかなか確保しにくいということで、
正職員で確保するようにしてます。そういう意
味で、定数以上の看護師さんは確保しておりま
すけれども、やはり夜勤ができない看護師さん
がいらっしゃったりとか、育休、産休で休んで
いらっしゃる。現場では、ぎりぎりで行って
いるというようなのが現状でございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして病
院局を終わります。

執行部の皆様には、御苦労さまでした。お疲
れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時45分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名
が厚生常任委員会委員となったところでござ
います。

私は、このたび委員長に選任されました延岡
市選出の後藤でございます。どうぞよろしくお
願いいたします。

ここで、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

平成27年度、本日が初の委員会でございます
で、これからこの1年間、皆様と一緒に県政発

展のために頑張っていきたいと思っておりますので、
どうぞよろしくお願いいたします。

また、御案内のとおり、改選後ということも
ございまして、委員会の充実のために、それぞ
れの委員の皆さん方も、それぞれお考えがあろ
うと思いますが、これまでに増して県政発展の
ために委員会も頑張っていきたいと思ってい
ますので、重ね重ねよろしくお願いいたしますと思
います。

それでは、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の岩切副委員長で
ございます。

次に、向かって左側でございますが、えびの
市選出の中野委員であります。

日南市選出の外山委員であります。

都城市選出の山下委員であります。

続きまして、向かって右側ですが、小林市・
西諸県郡選出の宮原委員であります。

宮崎市選出の井上委員であります。

同じく宮崎市選出の前屋敷委員です。

続きまして、書記の紹介をいたします。

正書記の原田主任主事でございます。

副書記の大峯主査でございます。

それでは、続きまして、福祉保健部長の御挨拶、
幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明
等をお願いいたします。

○桑山福祉保健部長 おはようございます。福
祉保健部長の桑山秀彦でございます。委員の皆
様には、このたびは厚生常任委員会委員に御就
任いただき、まことにありがとうございます。

福祉保健部は、地域医療体制の充実でありま
すとか、高齢者、障がい者、児童の福祉の増進、
それから、健康づくりや食の安全・安心の確保
など、まさに県民の生活に直結する重要な役割
を担っておると思っております。

このため、今後とも県民のニーズに的確に対応できるよう、県民目線を常に基本に置いて施策を推進することによりまして、また、県民の皆様と連携・協働をしながら、医療提供体制や福祉サービスの充実した社会の実現につなげてまいりたいと思っております。委員の皆様のご指導、御鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、座らせて説明させていただきます。

それでは、次に、福祉保健部の幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元の常任委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、右上のほうに記載しております福祉担当次長の高原みゆきでございます。

それから、保健・医療担当次長の日高良雄でございます。

こども政策局長の椎重明でございます。

部参事兼福祉保健課長の渡邊浩司でございます。

部参事兼医療薬務課長の孫田英美でございます。

薬務対策室長の甲斐俊亮でございます。

看護大学法人化準備室長の河野譲二でございます。

国保・援護課長の日高裕次でございます。

長寿介護課長の松田広一でございます。

医療・介護連携推進室長の横山浩文でございます。

障がい福祉課長の川原光男でございます。

衛生管理課長の竹内彦俊でございます。

健康増進課長の木内哲平でございます。

感染症対策室長の片平久美でございます。

こども政策局こども政策課長の川畑充代でございます。

同じく、こども家庭課長の徳永雅彦でございます。

最後に、議会を担当いたします福祉保健課企画調整担当主幹の柏田学でございます。

お手元の名簿には、課長補佐以上を記載しておりますが、紹介は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

福祉保健部の組織及び業務概要につきまして、御説明を申し上げます。

まず、(1)の組織でございますが、平成27年度は、一番上のほうに米印で記載しておりますけれども、本庁が1局9課4室、それから、出先機関が31所属となっております。

次に、今年度の部の組織改正の概要について、御説明申し上げます。

3ページのほうをごらんいただきたいと思います。

今年度は、福祉保健部では、本庁で2件の改正を実施いたしております。

まず、①でありますけれども、平成29年度から県立看護大学の地方独立行政法人化に向けまして、移行業務を円滑に推進するため、医療薬務課に看護大学法人化準備室を新設いたしました。

また、②にありますように、地域包括ケアシステムの構築と認知症支援の充実に向けまして、医療と介護の連携を推進するため、長寿介護課に医療・介護連携推進室を同じく新設しております。

4ページをごらんいただきたいと思います。

本庁各課及び所管出先機関の業務概要について、このページ以降、20ページにかけまして、

各課ごとに記載しております。また後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、21ページをごらんいただきたいと思ひます。

今年度の福祉保健部の予算の概要について、御説明を申し上げます。

まず、(1)の平成27年度福祉保健部の予算についてであります、上のほうの表をごらんいただきたいと思ひます。

今年度の県の当初予算は、御承知のとおり、骨格予算として編成しておりまして、福祉保健部の予算額は、一般会計で983億8,848万円となりまして、26年度の当初予算と比較しますと、額にして11億418万3,000円、率にして1.1%の減となっておりますのでございます。

各課別の予算につきましては、下の表の2、福祉保健部課別予算額のとおりでございます。

また、この表の一番下から2番目に、特別会計を記載しております。母子父子寡婦福祉資金特別会計でございますが、当初予算額が3億9,993万1,000円となりまして、対前年度比1,506万1,000円、率にして3.9%の増となっております。

この結果、一般会計と特別会計を合わせました福祉保健部の予算の合計額は、一番下の欄でございますが、987億8,841万1,000円となりまして、前年度と比較しますと10億8,912万2,000円、1.1%の減となっております。

福祉保健部の予算につきましては、骨格予算ではございますが、社会保障関係費等を経常経費として計上しておりますとともに、「地域医療介護総合確保基金事業」でありますとか、「第一種感染症指定医療機関施設整備事業」など、県政の直面する課題に早急な対応を要する経費などにつきましては、積極的に対応するために当

初予算のほうで所要額を計上しているところでございます。

次に、22ページをお開きください。

福祉保健部の主な事業を掲載しております。

この表は、本年度事業の検討に当たりまして、県政の直面する課題として掲げられた視点、①の人口減少問題の克服、それから、②の将来の発展と地域を支える人財づくり、それから、③の本県の更なる発展に向けた長期的・継続的取組に係る福祉保健部の事業を掲載しているところでございます。

まず、一番上の①人口減少問題の克服であります、この中の主なものを御説明いたしますと、一番下、改善事業、㊦とありますが、「未来みやざき子育て県民運動推進強化事業」でございますが、日本一の子育て・子育て立県を目指しまして、平成23年度から展開しております子供と子育て家庭を社会全体で応援する機運の醸成に取り組む未来みやざき子育て県民運動をさらに推進するための事業でございます。

続きまして、②の将来の発展と地域を支える人財づくりにつきましては、中ほどにございます新規事業「地域社会を支える老人クラブづくり事業」でございますが、介護保険制度の改正に伴いまして、市町村が行います地域支援事業の充実が図られ、そのうち生活支援サービスにつきましては、NPOなど地域の多様な主体がかかわることが可能となりましたことから、老人クラブがその担い手となるための体制の構築・整備や、地域ニーズに対応できる組織としての活性化を図ろうとするものでございます。

次に、③の本県の更なる発展に向けた長期的・継続的取組でありますけれども、上から4つ目の「地域医療介護総合確保基金事業」でございます。国と県が2対1の割合で負担し、造成

した基金を活用いたしまして、地域における医療・介護の総合的な確保を推進する各種事業を展開しようというものでございます。

なお、一番下、最後の二重の線で囲んだ7つの事業がございます。これは、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきますいわゆる地方創生交付金を活用した事業でございまして、先般の2月定例県議会におきまして、平成26年度の補正予算として議決を得て、今年度に繰り越して実施することとなるものでございます。

この中で、一番上の新規事業「みやざき結婚サポート事業」から3つ下の新規事業「子育てに優しい環境づくりサポート事業」までの事業につきましては、新たな宮崎県総合計画未来みやざき総合プランにおける、2030年に合計特殊出生率2.07等の戦略目標の達成を目指すものでございまして、結婚から子育てまで、ライフステージに応じた4つの個別事業を実施することとしております。

ただいま御説明した事業を含めまして、主な事業につきまして、この23ページ以降、49ページにかけて記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、ここで、恐れ入りますけれども、資料にちょっと間違いがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。

一番最後の48ページ、49ページのところをお開きいただきたいと思います。

49ページの右上に課名がございますが、「障害福祉課」の「害」を48ページのように平仮名で表記すべきところ、漢字で掲載しております。おわびして訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから最後に、資料はございませんが、今月10日に宮崎市で行われました第14回宮崎県障

がい者スポーツ大会について御報告をさせていただきます。

当日は、1,600人を超える選手の方々が参加されましたが、天候にも恵まれまして、32個の大会新記録が誕生するというすばらしい大会になりました。議員の皆様にも多数の御臨席をいただき、まことにありがとうございます。この場をかりまして、厚く御礼を申し上げます。

私からの説明は、以上でございます。

○後藤委員長 部長からの説明が終わりましたが、質疑に移りたいと思います。質疑はありませんか。

○中野委員 3ページの看護大学法人化準備室のことでお尋ねしますが、これは、法がそのように改正されて、地方独立行政法人化をなさうということ、今回、準備室ができたと思うんですが、独立法人になることで、今までの一般的な大学と、経営上とかいろんな関係でどういうメリットがあるのか、または、デメリットもあるのか、その辺のところを詳しくお聞かせください。

○河野看護大学法人化準備室長 この地方独立行政法人法、こちらの法は平成16年から施行されておきまして、その中で、看護大学においても、それを指すこととしたところがございますが、今、御説明のありました、どう変わるのかというところがございますが、現在の看護大学というのは県の出先機関ということでございまして、その予算編成とか事業執行における意思決定などは事前関与というのを含め、大きくは県の管理下にあるということでございます。財務も、単年度主義を初めとする自治体の会計において運営しているという状況でございます。

法人化後になりますと、運営上の目標は県が定めるということになります。県から独立し

た機関として、当該目標達成に向けた具体的な方策というのは、大学に運営上は委ねられるということになります。

また、企業会計が適用になりますので、単年度主義といった自治体会計上の制約を受けなくなるなど、組織としての裁量が大きく増すというメリットがございます。法人のトップとなります理事長のリーダーシップのもとで、大学みずからの判断と責任によりまして、柔軟かつスピード感のある運営が期待できるところでございます。

また一方、御質問にありましたデメリットという意味では、そういう目標作成でありますとか計画の作成、あるいは、今度は評価という部分が出てまいりますので、そのあたりに関する業務量というのはふえていくと。あるいはまた、独自のシステム等を構築するという面でのコストの面も、新たに発生するという面はございません。

それから、外部資金とか研究、このあたりを獲得していくという自由度も高まりますので、そのあたりの事務も増加するといったようなことが言われております。

○中野委員 説明を聞けば、デメリットよりもメリットのほうが多くあるようには聞こえました。法律は平成16年にできたような説明でしたが、今既に、宮大なんかは独立法人ですよ。これは、やろうと思えば早くからできた独立法人化だったんですか。なぜ今回、ことしからとなったのか、そのあたりをお聞かせください。

○河野看護大学法人化準備室長 委員おっしゃったように16年から一斉に変わったわけなんですけど、公立大学につきましては、順次そこから徐々にふえてきておりまして、当方としても一度、平成19年にはその法の動きを受けて検

討したという経緯がございます。

ただ、その中でまだ、いわゆる法人化によるメリットというところあたりが、まだその時点では明確でないという点につきまして、他県の状況等を見ながら、当面は県の直営で運用していく中で、そういうメリット等を見きわめながら導入するという点で、現在に至ったところでございます。

○中野委員 平成19年にも計画をされて、いろいろあったということですが、デメリットと言われたのも業務量がふえるとか、新たなコストが発生するとか、外部の資金を、3つぐらい何か言われましたよね。余りデメリットでないようなデメリットですが。いいことづくめみたいな説明ばかりされてるが、平成19年に計画を立てられて、断念というか、前に進められなかったのに、今回、大きくスタートされるが、19年から今日までの間に、どんなふうに進めてもいいよということになったのか。

あるいは、法律は16年にスタートしているけれども、それは、時限立法なんですか。法律の最終日までに何とかこぎつけなきゃいかんということで、焦って進められるということはないのか。法律は、未来永劫なのか、その辺も含めて教えてください。

○河野看護大学法人化準備室長 まず、法律のほうは、時限的なものではございません。その仕組みの中で、それを使いたいという自治体においては、いつでも使えるというようなものでございます。

以前検討した経緯の中では、独自に、法において目標を立てて、進行管理をしていくとかということが定めてあって、そういうのも含めて大学独自にやっつけようとしたところではございました。

その中で、その計画年度が昨年度で、26年度で一応区切りを迎えるということがございました。大学独自で設けた中期目標、中期計画というのが、26年度をもって終了するということがございまして、1期の計画の終了に合わせて、昨年度、看護大学のあり方についてどうするという意味での県立看護大学あり方検討委員会というのを設置して、今後、どういうふうにするべきだということを議論していただきました。

その中で、他県の既に導入したところの状況を見ると、理事長のリーダーシップのもとで、かなり柔軟な組織運営がなされ、メリットがあるという中で、やはり本県においても法人化すべきではないかという御意見等もいただきました。私どもとしても、地域に根差した魅力ある大学づくりには必要な取り組みかなということを考えまして、法人化するというところでございまして、

○中野委員 独立法人にすることで、県の持ち出しの資金、お金というのは減るんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 具体的な法人の運営形態とか細かな内容については、今後詰めていくことにはなりますので、具体的にふえるのか減るのかというところは、現時点では明確ではございませんが、ふえる面があっても一方では、企業会計になるということにもなりますので、そういう経費節減等も努めて、経営改革、そのあたりも念頭に置いて進めていくものと考えております。

○中野委員 今は、それがまだわからないようなことを話されましたが、さっきは新たなコストがかかるということをデメリットの中で強調されましたよね。新たなコストがわかっているのに、県の持ち出しとか、そういう資金の量とか流れとか、そういうのが余り鮮明でないよう

なことでしたが、何でそうなるんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 確かに県から独立した機関となるということでのコスト増というのはございますが、逆に言えば、企業会計を適用して、独自の経営を行っていくという中では、今までやれてない経営改善というのも見込めるという点がございます。そこも踏まえて、今後、移行に当たってどういう体制がいいのかとか、どういうことを取り組むのか、そのあたりを検討していきたいと思っております。

○中野委員 新たなコストがかかる、それでまた、外部に資金を求めなければならないということも言われましたが、そういうことで、コストが高くなって資金もいろいろ求めなきゃならなくなったときに、新たな資金を確保できない、あるいは、非常に赤字が累積されていくというのが想定された場合、発生した場合には、県の持ち出しがふえる、持ち出さなければならないということにはならないんですか。あくまでも、独立法人の責任で経営的には、最終完結の仕事をするんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 まず、地方独立行政法人の中でも、こういう公立大学の法人では、法に一定程度の制約がございまして、大学の設置、管理、それから、それに附帯する事業以外の事業は実施を禁止されておまして、収益的などといいますか、そういう独立採算は難しい面というのは制度的にはございまして、法においても、業務の財源に必要な金額の全部または一部というのは交付できるとなっております。

また、他県におきましても、法人化後もそういう独立採算が難しいという中では、例えば、大規模な改修とか修繕、そのあたりを行うときあたりは、やはり相当程度県のほうで持ってい

るというような状況もございます。

その中でも、授業料収入の確保とか、経費節減とか、効率的な予算執行というのは、もちろん努めなきゃいけないと考えておられて、一定程度の制約がございますが、経営努力を行っていく必要があるとは考えております。

○中野委員 経営努力はしないといけないわけですが、最初の質問は、県の持ち出しがどうなるかということを知りたいつもりだったんです。ふえるのか、減るのか、今わかる立場で答えていただけませんか。

○河野看護大学法人化準備室長 やはり法人化する場合には、そのシステムの構築等というのが、今までにない費用として新たに発生しますので、その分は単年度的にはふえることにはなりません。

○中野委員 それから、独立法人となるメリットで、経営というか、運営が柔軟かつスピード化されるという話でしたが、私は、この看護大をずっと見ていて、当初のころからすると、いろんな研究発表数から見ても、落ちてきているなという気がするんです。ですから、その辺のことは独立法人になることで、授業料もふえるという話もされましたが、単年度じゃないから研究がずっと継続されるということもできるでしょうから、どんどん研究しやすくなって、ふえていくものと理解すればいいんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 委員がおっしゃるとおり、教員も含めた職員の、いわゆる活性化のための意識改革というのがやっぱり一番大きいものでございます。

一番の看護大の使命というのは、県立の大学ということもございますので、地域に貢献する、看護人材を供給するという使命がございますので、まず一番はそういうものが中心になって、

あわせて、そういう地域のニーズに合った研究を行うという旨の活性化、職員の意識改革、このあたりを念頭に置いた改革でもございます。

○中野委員 人事の件ですが、新しい最高責任者は理事長になるんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 理事長になります。

○中野委員 理事長の選出の方法とか、権限はどこにあるんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 法律自体、そもそもが、法人化した場合の形態をどのようにつくるのかというのはございます。法人の理事長というトップと、学校のほうのトップである学長というのがございます。それが組織としてはございまして、それを一体型といいますか、同じ人で兼ねるのか、あるいは理事長と学長は別になるのか、そこでも若干法手続上、違ってくる面がございます。

例えば一体型、理事長も学長も同一人物という点で申しますと、法律上につきましては、選考機関というのを設けることになりますので、法人に設けられる選考機関というので選考を行った上で、設立団体の長が任命するというようになっております。

○中野委員 一緒でない場合はどうなるんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 いわゆる分離的な場合になりますと、やはり学長のほうは、同じように選考機関において選考されまして、理事長が任命するということになります。そして、理事長というのは、選考機関とは別に、設立団体の長が任命するということになります。

○中野委員 その設立団体の長というのは、どこを指してるんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 法律上の用語

でございましたので、本県で行う場合は知事ということになります。

○中野委員 県に権限があるとおっしゃれば、回りくどい話はせんでもいいような気がします。

理事長というのは分離しなくても、学長と同一人物であっても、必ず理事長というのは、そこに置かなければならないんでしょうか。

○河野看護大学法人化準備室長 理事長は、必ず置くことになります。

○中野委員 であれば、県にその人事権があるということではないのですか。

○河野看護大学法人化準備室長 学長を兼ねた理事長という場合は、やはり法人の中に置かれる選考機関、学長の選考機関というのがございますので、そちらのほうで選考するという手続がございます。その上で、その申し出に基づいて、県の場合ですと知事が任命するということになりますので、その選考機関による選考というのが、一体型の場合は手続上入ってくるということになります。

○中野委員 宮崎公立大は、もう既に独立法人化されてるんですか、まだなんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 既に法人化されております。

○中野委員 だから、理事長がちゃんとおりますよね。あの場合は、やっぱりその設立団体である宮崎市の市長が任命したんでしょう。

○河野看護大学法人化準備室長 そうだと思います。

○中野委員 せっかく県の施設としてスタートしたわけですし、設立者でもあるわけですから、経営がうまくいかなかったからと後でお金ばかりを要求されるようなことではいかんから、その人事権というのはやっぱり県がきちっと握っ

てやるべきだと思います。最初に理事長の人事権について説明したら、学長のほうから強調して説明された。そっちのほうを室長は好んでいるような気もするけれども、せっかく、県立の大学ですからそうならないような経営体に、運営体にしてほしいなと思います。

それから、29年度からは独立法人化した看護大学にしたいということで、この2年間で全部するということですか。

○河野看護大学法人化準備室長 そのとおりでございます。

○中野委員 そうすると、この2年間の間に、順次いろんなことが検討されていかれると思うのですが、議会にも逐次報告がされていくわけですか。

○河野看護大学法人化準備室長 そのとおりでございます。そして、実際には、法人化するまでには、議決いただく事項も多々ございます。関係条例でありますとか、定款とか、あるいは中期目標とか、そういう根本的な部分につきましては、手続上、法人化までに議決いただくということになりますので、当然、議決案件はもちろんのこと、状況につきましては、御報告していきたいと思っております。

○中野委員 そこに質問が流れていきたいと思ったんですが、先に答弁があったから、ありがとうございました。

次に、6ページについて質問いたします。

この保健所についてですが、業務概要がずっと書いてありますが、中央保健所もこういう仕事を全部されているわけですか。

○渡邊福祉保健課長 国富と綾に関するものにつきましては、ここに書いております業務を県の中央保健所のほうで所管をしております。

○中野委員 中央保健所は、国富と綾のために

これをやってるといえることですか。

○日高福祉保健部次長(保健・医療担当) 保健所にかつて勤務しておりましたので、私のほうから少し補足して御説明をさせていただきます。

中央保健所につきましては、今、課長のほうから説明のありましたとおり、国富、綾の2町につきましては、他の保健所同様にここに書かれている業務全てを管轄しております。

ただ、宮崎市につきましては、中核市でございますので、当然、中核市としての保健所を持つ義務がございますから、宮崎市保健所がございまして、これは、業務の中の市長が権限を持っている部分については、中核市の保健所である宮崎市保健所が所管をしております。

ただ、一部、例えば、精神保健福祉法に基づきます措置入院等の権限につきましては、知事権限となっておりますので、精神保健分野の中の一部の権限は中央保健所のほうで所管をしていると。

そのように、法律によって、中核市の持つ部分と県が持つ部分とが分かれているという状況はございます。

○中野委員 いわゆる中核都市で、宮崎市に保健所ができましたよね。そのときには、まだ全体的に宮崎市の合併も進んでいなかったと思うんですが、いわゆる合併が進む過程で、役割分担が、管轄する地域も、中央保健所は狭くなってきたと思うんです。昔からすると、中央保健所は、その分だけ縮小化されてきているわけですか。

○渡邊福祉保健課長 規模的には、縮小ということで進んできております。

○中野委員 余りそうとは見られませんが、宮崎市が中核都市で、立派な保健所をつくっていらっしゃるわけだから、当初は県からも所長等

が派遣されて、今も職員が一部派遣されておりますよね。何か屋上屋を重ねられている感じがして、もっと中央保健所の見直しをしてほしいと思うんです。もっと役割分担を検討して、明確にされて、その辺のことをきれいに整理してみて、後日教えていただきたいと思います。それで、やっぱり見直しをすべきところもあるんじゃないかなと、こう思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、非常に時間を食って申しわけありませんが、私がこう質問するのは、常任委員会の時間数、日数が非常に、極めて少ないので、もっと議論する場が欲しいと思ってるんです。だから、積極的に質問する機会を与えていただきたいという気もしますので、これからも積極的に質問していきたいと思うんですが、きょうはあと一点で終わりたいと思います。

43ページのみやざき結婚サポート事業、どうもこの事業をこども政策課がするということには違和感があるんです。少子化対策のためには必要なことだと思うんですが、それをなぜこども政策課がしなければならないのかと、どう考えても違和感があります。そのあたりを教えてくださいたいと思います。

○川畑こども政策課長 結婚につきまして、少子化の主な原因としまして、未婚化、晩婚化が挙げられております。未婚化に対して、何か県として施策を打つためには、やはり出会いからサポートしていきたいという思いで、県の施策として上げさせていただいております。

こども政策課は、出会い、結婚から妊娠、出産、子育てまで幅広く所管しておりますので、当課のほうで所管させていただいております。

○中野委員 しかし、こども政策課が、子供ですから、まだ結婚する前の人から合計特殊出生

率も2.07にする最終目標も立てているわけですから、出生率も上げないかん、子供数をふやさないかんという、そうしないと宮崎県の人口もある程度キープできないということですから、必要性はあるんだけど、こども政策課がすることで、未婚者の男女に何か重みにならんかなど。もっと別の課ができないもんかなという気がしてならんとです。今からでも遅くないから検討してほしいと、こう思います。

それから、この事業を進める上で、市町村任せ、あるいは企業任せということにはなりませんか。最後まで県が責任をとって、イニシアチブをとって完結する仕事としての事業なのかをお尋ねします。

○川畑こども政策課長 事業の実施に関しましては、業者に委託をすることとしておりまして、内容につきまして、詳細はそちらの業者との相談となりますが、県がこうしたいと思ったことについては取り入れていただくようにしたいと思っております。

○中野委員 もうそこからが間違いです。やはり県がするんであれば、積極的に、本当に効果を求めてすべき。任せ任せで予算だけ流せば、県の方針とか思いとか、お願い事項等を含めてやられるでしょうが、やはり県がするのであれば県が積極的に、最後までやるようにしてほしいと思うんです。皆さん方、県がやった事業を市町村に任せて、市町村が四苦八苦する例がたくさんありますよ。この見合い事業も、県からおりたものが別にあるんです。市町村はその対応に非常に苦しんでいますよ。県が、もしこういうのをやるんであれば、市町村にそういう事業を流して、頭から市町村のユニークな独立した考え方でさせたほうがましだと思うんです。県が、いろいろ枠をはめてやったって、余り効

果はないと思いますかね。

○川畑こども政策課長 少子化対策ということのを何か取り組みたいということで、ほかの都道府県でも10県程度、全国的には取り組んでいると伺っております。その10県では、成功につながった例も数多くあると聞いておりますので、本県としましても今年度から取り組んでいきたいと考えております。

また、市町村では、規模がどうしても限られてしまいますので、小さいころから一緒に育ててきて、つながった方だけに限定されてしまうこともございますので、県という大きな単位で取り組むことに一定の効果が得られると考えております。

○中野委員 その効果が出るようには期待をしたいけれども、何か違和感があります。それから、最初からこんなことを言うといけません、県があなた任せの事業になるような気がしてなりません。市町村ないし、企業に云々と言われましたから、その辺のことはもっときちんと整理をして、事業をやっていただきたいと思いません。

議会ごとにいろんな報告があるでしょうから、そのときにまたいろいろと提言を含めて、意見を申し上げていきたいと思えます。

○山下委員 6年ぶりに厚生常任委員会に帰ってきました。勉強させてください。

ちょっとお聞きしたいと思うんですけども、最近、県のほうから各市町村等へ業務移管された事項、許認可権等、そういうものがあつたら教えていただきたいと思うんですが。例えば都城市あたりとか、社会福祉法人等の許認可も市町村に変わってきたんじゃないですか。何か、そういうことがいろいろありますか。

○渡邊福祉保健課長 今、山下委員がおっしゃ

られました社会福祉法人の關係の、いわゆる法人監査ですとか、設立の認可、こういったものについては県のほうから市のほうにおいております。

○山下委員 ほかにはないですか。

○渡邊福祉保健課長 後ほど調べまして、報告をさせていただきたいと思います。

○山下委員 以前、社会福祉法人の許認可というのは県が持っていたと思うんですが、かなりの基準というのを設けて、許可もある程度しないという方向だったんですが、どことどこの市町村に移管されたのかわかりませんが、どれほど社会福祉法人がふえてきているのか、わかったらまたその辺も教えていただくとありがたいと思います。

○後藤委員長 山下委員、あわせて一緒によろしいですね。

○山下委員 はい。

○渡邊福祉保健課長 これにつきましても、後ほどあわせて報告させていただきます。

○後藤委員長 資料提供できますね。

○渡邊福祉保健課長 はい。

○山下委員 福祉保健部において、ほかに移管されていることがあったら、あわせて。

○井上委員 47ページの世代間交流・多機能型福祉拠点支援事業、この考え方がどういうものなのかを。4,000万使ってやるわけだから、それも一般財源を使ってこれだけのことをやろうとしているわけなので、この基本的な考え方だけ教えてほしい。次のときの委員会で、また議論させてもらいたいのです。

○渡邊福祉保健課長 この世代間交流・多機能型福祉拠点支援事業でございますけれども、いわゆる地方創生の交付金を使いまして、今回、4,000万ということで事業を組んでおります。

お手元の資料にありますとおり、大きく2つございますけれども、家族形態の変化ですとか、単身世帯がふえたりとか、高齢者のみの世帯がふえているとか、あるいは、住民同士の相互扶助機能の低下とか、そういったことが言われておりますので、そういう中で、身近に誰でもがつながることができる場所ですとか、あるいは、さまざまな福祉サービスを提供するものが1カ所になれば、お互いの交流なり利便性なりも高まるという観点から、今回、新規事業としてお願いをしたところでございます。

○井上委員 従来、今ある中で、これをイメージできるものは何もなかったと理解していいんですか。

○渡邊福祉保健課長 これまでも、イメージできるものはあったとっております。例えば、(1)の居場所機能型の事業でございますけれども、世代間交流型と言っておるものでありますけれども、例えば、高原とか小林で茶飲ん場というのがございます。これは、空き店舗や空き家を使いまして、そこで地域の住民の方々が集まって、そこでおしゃべりをしたり、お茶を飲んだりということで、ひとりぼっちになりがちであった方々が集まってお話をすることによって、地域のきずながある程度再生できるという取り組みがされておりました。そういったものを、今回、後押しをしようという事業でございます。

○井上委員 先ほど中野委員から出ていた、県立看護大のことですけれども、以前から言われているのは、やっぱり地域貢献度をどう高めるかということだと思っております。そのところが、独立法人化されたときには、どんなふうが変わっていくのか。こういう言い方はあんまり適切ではないかもしれないけれども、県が金を出して

るということも含めて、費用対効果というのがどのようにあらわれてくるのか。先ほど中野委員がここを丁寧に議論しておられたので、そこが私たちにもわかるように、しっかりと議論経過の中で提出していただかないと、問題のすりかえになる。私はそこがちょっと心配なんです。以前、私が厚生にいたころに議論された内容の中で、やっぱり地域貢献度というのが、どこにどんなふうに見ていくのかということは、厳しく委員からいろいろな御意見が出てたのは事実なので、そこをしっかりと踏まえていただきたい。そこが今回、議論の経過の中できちんと出てくるのかということ、私も注目しているので、しっかりと出るような報告になっていただけるように。これは、私は要望というより、議論経過を提出していただくときに、きちんと担保できているようにしていただきたいということをお話しておきたいと思っております。

○河野看護大学法人化準備室長 非常に重要な点でございます、あくまでも今回の法人化というのは手段でありまして、まさに、何のためにやるのかっていいましたら、地域に貢献する県立の大学としていろいろやっていかないといけないということが、出発点でございます。

委員が今おっしゃったその点に向けて、実際、法人化する場合には、先ほど、手続の中で中期目標を定めるということもございました。どのようなことを取り組んでいくのかというのを掲げるわけですがけれども、当然、その中にはやはり地域貢献という視点でのことを盛り込みつつ、また、それはきちんと議会のほうにも御説明させていただくというようなことになると思っておりますので、そこはしっかりと踏まえたいと思っております。

○井上委員 重ねてお願いなんです、教育機

関として大学系のというのは、宮崎県内もいろいろあるんですが、九保大のような、地域を活性化できるというか、地域の人たちが非常に喜ぶような大学というのは、この前に出た研究成果についても、障がいを持っていらっしゃるお父さん、お母さん方にとってみると非常に朗報だったと思うんです。そういうものが、現実につかみ取れるということになると、大学の持つ意味、それからそこに機関がある意味、県が金を出す意味というのが非常に高いと思うんです。非常に広い意味での社会貢献度という言葉の中に、先ほど、研修や研究の成果が少ないではないかという御意見とかも出ましたが、そこまで言うと厳しいのかなという思いもいたしますが、やっぱりそれは追求されてしかるべきではないのかなと思います。そこを同じ教育機関として、高い理想として掲げるべきではないのかという思いもしますので、そこあたりもしっかりと議論していただきたいと思っております。

○河野看護大学法人化準備室長 ありがとうございます。平成23年度には、地域貢献というものをやっぱりやっていかなきゃいけないという意味で、拠点として学校内に看護研究・研修センターをつくって、公開講座でありますとか、地元等の子育て支援あたりの事業とか、少しずつはやってはきてるんですが。委員御指摘のとおり、まだまだ全体を巻き込んでとか、その取り組み自体も、そんなに認知されてないというのもございますので、まさにおっしゃったような視点で、そのあたりは取り組んでいきたいと考えております。

○井上委員 私は、中野委員と非常に共通するところがいっぱいあって、みやざき結婚サポート事業みたいなのがありましたが、答弁は要ら

ないんだけど、こういうことも含めて、いかに宮崎県の中に人を呼び込み、そして交流させていく力を持つかということが、やっぱり人口減少の中では、地方創生という視点からも必要だと思うんです。

そのときに、教育機関として何があって、私たちの中で何が足りなかったらどこをサポートしていけばいいのかということが議論されないと、いつまでもないない尽くして話をしていくことになるので、自分たちが持っているものには磨きをしっかりとかけるという力を持つべきだと思います。そこはきちんと踏まえたいと思います。

○中野委員 今、看護大で地域貢献度の話が出ましたが、私もさっきちょっと触れましたが、ここ二、三年の数字は見ていないんだけど、以前、私がちょっと見させていただいた中では、せっかくこの研究費がたくさんあるのに、それを消化し切れないという実態があったように記憶しているんです。近年は研究費を全部使い切っているわけですか。

○河野看護大学法人化準備室長 済みません、そこはちょっと確認させていただきたいと思います。

○中野委員 では、次回の資料提供の説明でいいのですが、看護大ができてから、研究費等が幾らずつ予算化されてきたのか、そして、それを幾ら消化したのか、研究テーマはどのようなもので取り組んできたのかという項目を、全部年度ごとに挙げたものを御報告ください。そして、説明してください。お願いします。

○河野看護大学法人化準備室長 資料を整理して、また委員会の場で御説明させていただきたいと思います。

○前屋敷委員 35ページなんですけれども、改

善事業で、自殺ゼロのプロジェクトの事業なんですけど、宮崎にとって、自殺者をなくすということは非常に大きい課題なので、ぜひこれは力を入れて取り組んでいかなきゃならないことだというふうに思っているんです。

でも、自殺願望の方々の理由を明確にするというのは非常に難しいことで、複雑な要因が絡むし、社会的な背景もあり、経済的な問題もあったり、単純じゃないわけです。だからこそ、この精神科の医療も含めていろんなサポートが必要ということでの一つの取り組みだと思っすけれども、この事業は改善事業なので、精神保健福祉士の方を県から医療機関に既に派遣しているところもあるかもしれませんが、具体的には、今後、何カ所ぐらいの機関に、派遣をする予定なのか。そしてまた、これが常駐でずっと派遣をするのか、その辺のところを聞かせていただけるといいかなと思います。

○渡邊福祉保健課長 35ページのところでございますけれども、今回、(3)のところ、救急医療の現場における自殺未遂者の支援というところを新たに取り組みたいとお出ししたところでございます。

そもそもこの事業をやろうとした理由といたしまして、本県の自殺者、昨年、直近のデータで二百五、六十という数字が出ておりますけれども、4分の1の方が自殺未遂歴のあった方という調査結果が出ております。そういったことを踏まえた上で、自殺未遂をされて救急病院に運ばれた、そういった患者さんのところに連絡をいたしまして、そこに精神保健福祉士を精神科の病院から派遣すると。そこで、第1次的なケアと申しますか、優しい言葉かけること等によって心の安らぎを持たせ、そしてその後、精神科で診療をしていただくことによって、二度

とこういった自殺企図をされない、そういった形にしていきたいと考えておりました。今回、延岡地区をモデルにやっていきたいと思っております。延岡に大きな精神保健福祉士が配置された病院がございますので、そこを中心にしながら連携を深めていきたいと思っております。

とりあえずは、モデル事業でございますので、そういった精神病院からの派遣という形で考えておりました。今のところ職員の常駐というような形では、現時点では考えてはおりません。まずは延岡のほうでモデル的に進めてまいりませうけれども、効果を検証しながら、その効果を全県的に広めていけたらいいなと考えております。

○前屋敷委員 県の取り組みだけで解決する問題ではなくて、やっぱり社会全体が、国の政治等も含め、さっき言いました社会的な背景が非常に要因としては大きいものが出てきますので、そういった総合的な課題なので、力を入れて長い期間で取り組んでいくということが大事かと思っておりますので、ぜひ、そういった点ではお願いいたします。

○後藤委員長 ほかにございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして福祉保健部を終わります。

執行部の皆さんには、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、5月19日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議においての、お手元の確認事項という資料があるかと思いますが、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明させていただきます。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。

定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、また、必要がある場合には適宜委員会を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求、きょうございましたけれども、資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容であります。

次に、(8)の常任委員会委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。

本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと。報告の署名は、委員長のみが行うこととするものであります。

続きまして、(9)のマスコミ取材につきましては、取材は、原則として採決等委員協議を含めて記者席で行わせるという内容でございます。議会議事基本条例にも規定してありますように、委員会は採決等も含め原則公開となっております。採決にマスコミ取材も加えるということです。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

まず、アの県内調査についてであります、4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行いたいということです。

2点目は、調査中の陳情・要望等については、事情聴取の性格を持つものであり、後日回答する旨等の約束はしないというものであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着はできる限り避けていただきたいというお願いです。

4点目は、特に必要がある場合には、県内調査ではあります、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるという内容であります。

なお、日程等につきましては、表のとおりであります、常任委員会については、県民との意見交換を積極的に行うことや、調査テーマや調査先の関係等により、行程上、1泊2日での実施が困難な場合を考慮し、2泊3日も可となっております。これも、内容等々で調整させていただきます。

続きまして、イの県外調査についてであります。

節度ある調査を行うために、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着や単独行動を避けることを確認するものであります。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと思っております。

なお、委員長会議確認事項への記載はありませんが、会議冒頭に議長から「議会基本条例の趣旨を踏まえ、特に委員会におきましては、議員間討議を積極的に取り入れることにより、県民の方にわかりやすい運営に努めることも必要」との発言があつておりました。

今後の委員会運営におきましても、そのよう

な点にも留意しながら行ってまいりたいと思っておりますので、皆様には確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いしたいと、このように思います。

確認事項等について、何か御意見はありますか。

○前屋敷委員 ここには載ってないんですけども、一般の県民の皆さん方がこの委員会の傍聴をできるということは。

○後藤委員長 はい、厚生には見えますよね。

○中野委員 昨年度は、何回か何人かおられましたよ。

○後藤委員長 ほかによろしいですか。また読んでいただいて、御意見があれば、その都度言っていただければ。

続きまして、平成27年度委員会活動計画(案)についてですが、次に、今年度の委員会調査など、活動計画案については、お手元に配付の資料のとおりであります。

活動計画(案)にありますとおり、県内調査を7月に、県外調査を8月に実施する予定であります、日程の都合もありますので、調査先についてあらかじめ皆さんから御意見を伺いたいと思っております。

参考までに、お手元に資料として平成27年度県内調査先候補の概要と、県内・県外調査の実施状況を配付いたしております。

調査先等につきまして、何か御意見、御要望等がありましたら、お出しいただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時5分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県内調査及び県外調査の日程、調査先等につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ほかに何もなかったら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上をもって本日の委員会を終わります。

午後 0 時 5 分閉会